「別紙」

居宅介護支援 重要事項説明書

1. 利用料金

(1)利用料

要介護認定を受けられた方は、全額給付されるので自己負担はありません。保険料の滞納等により法定代理受領※ができなくなった場合は、要介護度に応じて所定の金額を当事業所に一旦お支払いいただきますが、当事業所発行の 指定居宅介護支援証明書を区市町村等の窓口に提出していただくと、全額払い戻しを受けられます。

※法定代理受領とは、保険者が、サービスを受けたご利用者に代わって、サービスを提供した事業者や施設に対して保 険負担分の費用を支払うことです。

【基本報酬】

	☑ 居宅介護支援	€費(Ⅰ)	□ 居宅介護支持	爰費(Ⅱ)	□ 居宅介護支持	爰費(Ⅲ)
	☑①介護支援専門員	1人当たりのご利用者	□①介護支援専門員1	人当たりのご利用者	□①介護支援専門員	1 人当たりのご利用者
	の数が 45 人未満の場合		の数が 45 人以上 60 人未満の場合		の数が 60 人以上の分	のみ適用。(60 人未満
			(45 人以上 60 人未満の	(45 人以上 60 人未満の部分のみ適用。45 人		支援(Ⅱ)を適用)
			未満の部分は居宅介護支援(I)を適用)			
	□②ケアプランデータ減	重携システムを活用	ロ②ケアプランデータジ	重携システムを活用	ロ②ケアプランデータi	重携システムを活用
	し、かつ、事務職員の配	記置を行っており 50 件	し、かつ、事務職員の配置を行っており50人		し、かつ、事務職員の配	記置を行っており60人
	未満の場合		以上 60 人未満の場合		以上の場合	
	□③同一建物に居住する居宅介護支援費		□③同一建物に居住する居宅介護支援費		□③同一建物に居住する居宅介護支援費	
摘要	当該事業所が下記に該当する場合、所定単		当該事業所が下記に認	亥当する場合、所定単	当該事業所が下記に記	亥当する場合、所定単
	位数の 95%を算定。		位数の 95%を算定。		位数の 95%を算定。	
	・指定居宅介護支援事業所の所在する建物		•指定居宅介護支援事	業所の所在する建物	・指定居宅介護支援事業所の所在する建物	
	と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又		と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又		と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又	
	は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に		は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に		は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に	
	居住		居住		居住	
	・ 指定居宅介護支援事業所における 1 月当		・ 指定居宅介護支援事業所における 1 月当		・ 指定居宅介護支援事業所における 1 月当	
	たりの利用者が同一の建物に20人以上居住		たりの利用者が同一の建物に20人以上居住		たりの利用者が同一の建物に20人以上居住	
	する建物(上記を除く。)	に居住している。			する建物(上記を除く。)に居住している。	
介護度	要介護 1•2	要介護 3•4•5	要介護 1•2	要介護 3•4•5	要介護 1•2	要介護 3•4•5
			① 544 単位	① 704 単位	① 326 単位	① 422 単位
単位数	①② 1086 単位	①② 1411 単位	② 527 単位	② 683 単位	② 316 単位	② 410 単位
中位数	③ 1032 単位	③ 1340 単位	③ 517 単位	③ 669 単位	③ 310 単位	③ 401 単位
			501 単位	649 単位	300 単位	390 単位
地域区分			1級地(1単位も	あたり 11.4円)		
			① 6,201 円	① 8,025 円	① 3,716 円	① 4,810 円
金額	①② 12,380 円	①② 16,085 円	② 6,007 円	② 7,786 円	② 3,602 円	② 4,674 円
立	③ 11,764円	③ 15,276 円	③ 5,893 円	③ 7,626 円	③ 3,534 円	③ 4,571 円
			5,711 円	7,398 円	3,420 円	4,446 円

※当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。

運営基準減算該当が二か月以上継続している場合は、報酬は発生しません。

※当事業所が特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より2,280円を減額します

【加算】 (適用される加算に関して□に✔が入っています)

5.916 円 519 単位 主任介護支援専門員を 2 人以上、介護支援専門員を 3 人以上配置し、ご利用者の総数のうち要介護 3-5 である方の占める割合が 4 割以上で 24 時間連絡が取れる体制を整え、質の確保をしている場合 4.799 円 421 単位 主任介護支援専門員を 1 人以上、介護支援専門員を 3 人以上配置し、24 時間連絡が取れる体制を整え、質の確保をしている場合 3.682 円 323 単位 主任介護支援専門員を 1 人以上、介護支援専門員を 2 人以上配置し、24 時間連絡が取れる体制を整え、質の確保をしている場合 1.299 円 1.41 単位 主任介護支援専門員を 1 人以上、介護支援専門員を 2 人以上配置し、24 時間連絡が取れる体制を整え、質の確保をしている場合 1.299 円 1.4 単位 主任介護支援専門員を 1 人以上、常勤:1 人以上 非常勤:1 人以上(常勤換算) (非常勤は他事業所との兼務可) 1.425 円 125 単位 (1)前々年度の3月から前年度の2月までの間において退除・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数 (情報の提供を受けた回数)の合計が35 回以上 (2)前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を 15回以上算定 (3)特定事業所加算(1)~(Ⅲ)を算定していること 3.420 円 300 単位 新規に居宅サービス計画を作成した場合、または要介護認定区分が 2 段階以上変更になった場合 2.850 円 250 単位 入院中情報連携加算(II) 入院した日のうちに病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 2.280 円 200 単位 入院にた日の翌日又は翌々日に病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 5.130 円 450 単位 区療機関や介護保険施設等を退除・退所する際に、医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で1回受け、退院・退所後の居宅サービス計画を作成した場合 6.840 円 600 単位 100		寺定事業所加算 Ⅲ 寺定事業所加算 Ⅲ 寺定事業所加算(A) 寺定事業所医療介護	主任介護支援専門員を 2 人以上、介護支援専門 数のうち要介護 3~5 である方の占める割合が 4 を整え、質の確保をしている場合 4,799 円 421 単位 主任介護支援専門員を 1 人以上、介護支援専門。取れる体制を整え、質の確保をしている場合 3,682 円 323 単位 主任介護支援専門員を 1 人以上、介護支援専門。取れる体制を整え、質の確保をしている場合 1,299 円 114 単位 主任介護支援専門員を 1 人以上、常勤:1人以上(非常勤は他事業所との兼務可) 1,425 円 125 単位 (1)前々年度の3月から前年度の2月までの間に病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数(2)前々年度の3月から前年度の2月までの間に初算を 15回以上算定 (3)特定事業所加算(I)~(Ⅲ)を算定しているこ	割以上で 24 時間連絡が取れる体制 員を 3 人以上配置し、24 時間連絡が 員を 2 人以上配置し、24 時間連絡が 非常勤:1人以上(常勤換算) おいて退院・退所加算の算定に係る()の合計が 35 回以上				
図 特定事業所加算 I 数のうち要介護 3~5である方の占める割合が 4 割以上で 24 時間連絡が取れる体制を整え、質の確保をしている場合 4,799 円 421 単位 主任介護支援専門員を 1 人以上、介護支援専門員を 3 人以上配置し、24 時間連絡が取れる体制を整え、質の確保をしている場合 3,662 円 323 単位 主任介護支援専門員を 1 人以上、介護支援専門員を 2 人以上配置し、24 時間連絡が取れる体制を整え、質の確保をしている場合 3,662 円 323 単位 主任介護支援専門員を 1 人以上、介護支援専門員を 2 人以上配置し、24 時間連絡が取れる体制を整え、質の確保をしている場合 1,299 円 114 単位 主任介護支援専門員を 1 人以上、常勤: 1 人以上、常勤: 1 人以上(常勤換算)(非常動は他事業所との兼務可) 1,425 円 125 単位 (1)前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る 病院等との連携の回数情報の提供を受けた回数の合計が 35 回以上(2)前々年度の3月から前年度の2月までの間において多一まナルケアマネジメント加算を 15回以上 第2 (3)特定事業所加算(1)~(Ⅲ)を算定していること 3,420 円 300 単位 新規に居宅サービス計画を作成した場合、または要介護認定区分が 2 段階以上変更になった場合 2,850 円 250 単位 入院した日のうちに病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 2,280 円 200 単位 入院した日の翌日又は翌々日に病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 5,130 円 450 単位 ・医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報の提供をかンファレンス以外の方法で1回受け、退院・退所後の居宅サービス計画を作成した場合 15,130 円 450 単位 ・医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で1回受け、退院・退所後の居宅サービス計画を作成した場合		寺定事業所加算 Ⅲ 寺定事業所加算 Ⅲ 寺定事業所加算(A) 寺定事業所医療介護	数のうち要介護 3~5 である方の占める割合が 4 を整え、質の確保をしている場合 4,799 円 421 単位 主任介護支援専門員を 1 人以上、介護支援専門。取れる体制を整え、質の確保をしている場合 3,682 円 323 単位 主任介護支援専門員を 1 人以上、介護支援専門。取れる体制を整え、質の確保をしている場合 1,299 円 114 単位 主任介護支援専門員を 1 人以上、常勤:1人以上(非常勤は他事業所との兼務可) 1,425 円 125 単位 (1)前々年度の3月から前年度の2月までの間に病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数(2)前々年度の3月から前年度の2月までの間に初算を 15回以上算定 (3)特定事業所加算(I)~(Ⅲ)を算定しているこ	割以上で 24 時間連絡が取れる体制 員を 3 人以上配置し、24 時間連絡が 員を 2 人以上配置し、24 時間連絡が 非常勤:1人以上(常勤換算) おいて退院・退所加算の算定に係る()の合計が 35 回以上				
数のうち要介護 3-5である方の占める割合が 4 割以上で 24 時間連絡が取れる体制を整え、質の確保をしている場合 4,799 円 421 単位 主任介護支援専門員を 1 人以上、介護支援専門員を 3 人以上配置し、24 時間連絡が取れる体制を整え、質の確保をしている場合 1,692 円 323 単位 主任介護支援専門員を 1 人以上、介護支援専門員を 2 人以上配置し、24 時間連絡が取れる体制を整え、質の確保をしている場合 1,299 円 114 単位 主任介護支援専門員を 1 人以上、常動: 1 人以上 常勤: 1 人以上(常動換算)(非常動は他事業所との兼務可) 1,425 円 125 単位 (1)前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数)の合計が35 回以上(2)前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定(3)特定事業所加算(1)~(皿)を算定していること 3,420 円 300 単位 入院時情報連携加算(I) 入院した日のうちに病院等とで利用者に関する情報提供を行う場合 2,850 円 250 単位 入院時情報連携加算(I) 入院した日の翌日又は翌々日に病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 5,130 円 450 単位 ・医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で1回受け、退院・退所後の居宅サービス計画を作成した場合		寺定事業所加算 Ⅲ 寺定事業所加算 Ⅲ 寺定事業所加算(A) 寺定事業所医療介護	を整え、質の確保をしている場合 4,799 円 421 単位 主任介護支援専門員を1人以上、介護支援専門。取れる体制を整え、質の確保をしている場合 3,682 円 323 単位 主任介護支援専門員を1人以上、介護支援専門。取れる体制を整え、質の確保をしている場合 1,299 円 114 単位 主任介護支援専門員を1人以上、常勤:1人以上(非常勤は他事業所との兼務可) 1,425 円 125 単位 (1)前々年度の3月から前年度の2月までの間に病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数(2)前々年度の3月から前年度の2月までの間に活加算を15回以上算定 (3)特定事業所加算(I)~(Ⅲ)を算定しているこ	員を3人以上配置し、24時間連絡が 員を2人以上配置し、24時間連絡が 非常勤:1人以上(常勤換算) おいて退院・退所加算の算定に係る ()の合計が35回以上				
4/99 円 421 単位 主任介護支援専門員を1人以上、介護支援専門員を3人以上配置し、24 時間連絡が取れる体制を整え、質の確保をしている場合 3.682 円 323 単位 主任介護支援専門員を1人以上、介護支援専門員を2人以上配置し、24 時間連絡が取れる体制を整え、質の確保をしている場合 1.299 円 114 単位 主任介護支援専門員を1人以上、常勤:1人以上・非常勤:1人以上(常勤換算) (非常勤は他事業所との兼務可 1.425 円 125 単位 (1)前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数)の合計が35 回以上 (2)前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定 (3)特定事業所加算(I)~(Ⅲ)を算定していること 3,420 円 300 単位 ✓ 初回加算 新規に居宅サービス計画を作成した場合、または要介護認定区分が2段階以上変更になった場合 2,850 円 250 単位 入院時情報連携加算(II) 人院した日のうちに病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 2.280 円 200 単位 入院した日の翌日又は翌々日に病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 5,130 円 450 単位 医療機関や介護保険施設等を退除・退所する際に、医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で1回受け、退院・退所後の居宅サービス計画を作成した場合 1,231 円	注 注 注 注 注 注 注 注 注 注	寺定事業所加算Ⅲ 寺定事業所加算(A) 寺定事業所医療介護	4,799 円 421 単位 主任介護支援専門員を1人以上、介護支援専門員を1人以上、介護支援専門員を1人以上、介護支援専門員を1人以上、介護支援専門員を1人以上、介護支援専門員を1人以上、介護支援専門員を1人以上、介護支援専門員を1人以上、介護支援専門員を1人以上、常勤:1人以上(非常勤は他事業所との兼務可) 1,425 円 125 単位 (1)前々年度の3月から前年度の2月までの間に表病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数(2)前々年度の3月から前年度の2月までの間に表加算を15回以上算定(3)特定事業所加算(I)~(Ⅲ)を算定しているこ	員を 2 人以上配置し、24 時間連絡が 非常勤: 1人以上(常勤換算) おいて退院・退所加算の算定に係る ()の合計が 35 回以上				
□ 特定事業所加算 I 主任介護支援専門員を 1 人以上、介護支援専門員を 3 人以上配置し、24 時間連絡が取れる体制を整え、質の確保をしている場合 3,682 円 323 単位 主任介護支援専門員を 1 人以上、介護支援専門員を 2 人以上配置し、24 時間連絡が取れる体制を整え、質の確保をしている場合 1,299 円 114 単位 主任介護支援専門員を 1 人以上、常勤: 1 人以上(常勤換算)(非常動は他事業所との兼務可) 1,425 円 125 単位 (1)前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数情報の提供を受けた回数)の合計が 35 回以上(2)前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を 15回以上算定(3)特定事業所加算(I)~(Ⅲ)を算定していること 3,420 円 300 単位 初回加算 新規に居宅サービス計画を作成した場合、または要介護認定区分が 2 段階以上変更になった場合 入院時情報連携加算(I) 入院した日のうちに病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 2,280 円 250 単位 入院にた日の翌日又は翌々日に病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 5,130 円 450 単位 ・医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で1回受け、退院・退所後の居宅サービス計画を作成した場合	注 注 注 注 注 注 注 注 注 注	寺定事業所加算Ⅲ 寺定事業所加算(A) 寺定事業所医療介護	主任介護支援専門員を1人以上、介護支援専門。取れる体制を整え、質の確保をしている場合 3,682円 323単位 主任介護支援専門員を1人以上、介護支援専門。取れる体制を整え、質の確保をしている場合 1,299円 114単位 主任介護支援専門員を1人以上、常勤:1人以上(非常勤は他事業所との兼務可) 1,425円 125単位 (1)前々年度の3月から前年度の2月までの間に病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数(2)前々年度の3月から前年度の2月までの間に初算を15回以上算定 (3)特定事業所加算(I)~(Ⅲ)を算定しているこ	員を 2 人以上配置し、24 時間連絡が 非常勤: 1人以上(常勤換算) おいて退院・退所加算の算定に係る ()の合計が 35 回以上				
取れる体制を整え、質の確保をしている場合 3.682 円 323 単位 主任介護支援専門員を1人以上、介護支援専門員を2人以上配置し、24 時間連絡が取れる体制を整え、質の確保をしている場合 1.299 円 114 単位 主任介護支援専門員を1人以上、常勤:1人以上 非常勤:1人以上(常勤換算)(非常勤は他事業所との兼務可) 1.425 円 125 単位 (1)前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数情報の提供を受けた回数の合計が35 回以上(2)前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定 (3)特定事業所加算(I)~(Ⅲ)を算定していること 3.420 円 300 単位 初回加算 新規に居宅サービス計画を作成した場合、または要介護認定区分が2段階以上変更になった場合 2.850 円 250 単位 入院時情報連携加算(I) 入院した日のうちに病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 2.280 円 200 単位 入院時情報連携加算(I) 入院した日の翌日又は翌々日に病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 5.130 円 450 単位 ・医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で1回受け、退院・退所後の居宅サービス計画を作成した場合	注 注 注 注 注 注 注 注 注 注	寺定事業所加算Ⅲ 寺定事業所加算(A) 寺定事業所医療介護	取れる体制を整え、質の確保をしている場合 3,682 円 323 単位 主任介護支援専門員を1人以上、介護支援専門員を1人以上、介護支援専門員を1人以上、介護支援専門員を1人以上、常勤:1人以上(非常勤は他事業所との兼務可) 1,425 円 125 単位 (1)前々年度の3月から前年度の2月までの間に病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数(2)前々年度の3月から前年度の2月までの間に初算を15回以上算定 (3)特定事業所加算(I)~(Ⅲ)を算定しているこ	員を 2 人以上配置し、24 時間連絡が 非常勤: 1人以上(常勤換算) おいて退院・退所加算の算定に係る ()の合計が 35 回以上				
3.682 円 323 単位	本 本 フ フ フ フ フ フ フ フ	寺定事業所加算(A) 寺定事業所医療介護	3,682 円 323 単位 主任介護支援専門員を1人以上、介護支援専門。取れる体制を整え、質の確保をしている場合 1,299 円 114 単位 主任介護支援専門員を1人以上、常勤:1人以上 (非常勤は他事業所との兼務可) 1,425 円 125 単位 (1)前々年度の3月から前年度の2月までの間に高病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数(2)前々年度の3月から前年度の2月までの間に高加算を15回以上算定 (3)特定事業所加算(I)~(Ⅲ)を算定しているこ	非常勤:1人以上(常勤換算) おいて退院・退所加算の算定に係る ()の合計が35回以上				
全日介護支援専門員を1人以上、介護支援専門員を2人以上配置し、24時間連絡が取れる体制を整え、質の確保をしている場合	本 本 フ フ フ フ フ フ フ フ	寺定事業所加算(A) 寺定事業所医療介護	主任介護支援専門員を1人以上、介護支援専門。取れる体制を整え、質の確保をしている場合 1,299 円 114 単位 主任介護支援専門員を1人以上、常勤:1人以上 (非常勤は他事業所との兼務可) 1,425 円 125 単位 (1)前々年度の3月から前年度の2月までの間にる病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数(2)前々年度の3月から前年度の2月までの間にる加算を15回以上算定 (3)特定事業所加算(I)~(Ⅲ)を算定しているこ	非常勤:1人以上(常勤換算) おいて退院・退所加算の算定に係る ()の合計が35回以上				
取れる体制を整え、質の確保をしている場合 1,299 円 114 単位	本 本 フ フ フ フ フ フ フ フ	寺定事業所加算(A) 寺定事業所医療介護	取れる体制を整え、質の確保をしている場合 1,299 円 114 単位 主任介護支援専門員を1人以上、常勤:1人以上 (非常勤は他事業所との兼務可) 1,425 円 125 単位 (1)前々年度の3月から前年度の2月までの間にる病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数(2)前々年度の3月から前年度の2月までの間にる加算を15回以上算定 (3)特定事業所加算(I)~(Ⅲ)を算定しているこ	非常勤:1人以上(常勤換算) おいて退院・退所加算の算定に係る ()の合計が35回以上				
1,299 円	中 注 図 2	寺定事業所医療介護	1,299 円 114 単位 主任介護支援専門員を1人以上、常勤:1人以上 (非常勤は他事業所との兼務可) 1,425 円 125 単位 (1)前々年度の3月から前年度の2月までの間にる病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数(2)前々年度の3月から前年度の2月までの間にる加算を15回以上算定 (3)特定事業所加算(I)~(Ⅲ)を算定しているこ	おいて退院・退所加算の算定に係る ()の合計が 35 回以上				
全任介護支援専門員を1人以上、常勤:1人以上 非常勤:1人以上(常勤換算) (非常勤は他事業所との兼務可)	中 注 図 2	寺定事業所医療介護	主任介護支援専門員を1人以上、常勤:1人以上 (非常勤は他事業所との兼務可) 1,425 円 125 単位 (1)前々年度の3月から前年度の2月までの間に 病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数 (2)前々年度の3月から前年度の2月までの間に 加算を15回以上算定 (3)特定事業所加算(I)~(Ⅲ)を算定しているこ	おいて退院・退所加算の算定に係る ()の合計が 35 回以上				
1.425 円 125 単位 (1)前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数)の合計が35 回以上 (2)前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント 加算を15回以上算定 (3)特定事業所加算(I)~(Ⅲ)を算定していること 3.420 円 300 単位 新規に居宅サービス計画を作成した場合、または要介護認定区分が2段階以上変更になった場合 2.850 円 250 単位 入院時情報連携加算(I) 入院した日のうちに病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 2.280 円 200 単位 入院した日の翌日又は翌々日に病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 5.130 円 450 単位 ・医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で1回受け、退院・退所後の居宅サービス計画を作成した場合	中 注 図 2	寺定事業所医療介護	(非常勤は他事業所との兼務可) 1,425 円 125 単位 (1)前々年度の3月から前年度の2月までの間に満病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数(2)前々年度の3月から前年度の2月までの間に満加算を15回以上算定 (3)特定事業所加算(I)~(皿)を算定しているこ	おいて退院・退所加算の算定に係る ()の合計が 35 回以上				
1,425 円 125 単位 (1)前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数)の合計が35 回以上(2)前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定(3)特定事業所加算(1)~(Ⅲ)を算定していること 3,420 円 300 単位 新規に居宅サービス計画を作成した場合、または要介護認定区分が2段階以上変更になった場合 2,850 円 250 単位 入院時情報連携加算(II) 入院した日のうちに病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 2,280 円 200 単位 入院した日の翌日又は翌々日に病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 5,130 円 450 単位 ・医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で1回受け、退院・退所後の居宅サービス計画を作成した場合			1,425 円 125 単位 (1)前々年度の3月から前年度の2月までの間に病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数(2)前々年度の3月から前年度の2月までの間に加算を15回以上算定(3)特定事業所加算(I)~(皿)を算定しているこ	()の合計が 35 回以上				
特定事業所医療介護 病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数)の合計が35回以上 (2)前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る 病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数)の合計が35回以上 (2)前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント 加算を15回以上算定 (3)特定事業所加算(I)~(皿)を算定していること 3,420円 300単位 新規に居宅サービス計画を作成した場合、または要介護認定区分が2段階以上変更 になった場合 2,850円 250単位 入院した日のうちに病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 2,280円 200単位 入院した日の翌日又は翌々日に病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 5,130円 450単位 ・医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で1回受け、退院・退所後の居宅サービス計画を作成した場合			(1)前々年度の3月から前年度の2月までの間に 病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数 (2)前々年度の3月から前年度の2月までの間に 加算を15回以上算定 (3)特定事業所加算(I)~(皿)を算定しているこ	()の合計が 35 回以上				
□ 特定事業所医療介護 連携加算			病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数(2)前々年度の3月から前年度の2月までの間に加算を15回以上算定(3)特定事業所加算(I)~(皿)を算定しているこ	()の合計が 35 回以上				
 連携加算 (2)前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定 (3)特定事業所加算(I)~(Ⅲ)を算定していること 3,420 円 300 単位 新規に居宅サービス計画を作成した場合、または要介護認定区分が2段階以上変更になった場合 2,850 円 250 単位 入院した日のうちに病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 ✓ 入院時情報連携加算(I) 入院した日の翌日又は翌々日に病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 5,130 円 450 単位 ・医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で1回受け、退院・退所後の居宅サービス計画を作成した場合 			(2)前々年度の3月から前年度の2月までの間に 加算を15回以上算定 (3)特定事業所加算(I)~(皿)を算定しているこ					
 連携加算 (2)前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定	□ A □ J	重携加算	加算を 15回以上算定 (3)特定事業所加算(I)~(Ⅲ)を算定しているこ	おいてターミナルケアマネジメント				
(3)特定事業所加算(I)~(Ⅲ)を算定していること 3,420 円 300 単位 新規に居宅サービス計画を作成した場合、または要介護認定区分が 2 段階以上変更になった場合 2,850 円 250 単位 入院時情報連携加算(I) 入院した日のうちに病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 2,280 円 200 単位 入院した日の翌日又は翌々日に病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 5,130 円 450 単位 ・医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で1回受け、退院・退所後の居宅サービス計画を作成した場合			(3)特定事業所加算(I)~(Ⅲ)を算定しているこ					
3,420 円 300 単位 新規に居宅サービス計画を作成した場合、または要介護認定区分が 2 段階以上変更になった場合 2,850 円 250 単位 入院時情報連携加算(I) 入院した日のうちに病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 2,280 円 200 単位 入院した日の翌日又は翌々日に病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 5,130 円 450 単位 ・医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で1回受け、退院・退所後の居宅サービス計画を作成した場合				加算を15回以上算定				
 図 初回加算 新規に居宅サービス計画を作成した場合、または要介護認定区分が 2 段階以上変更になった場合 ② 入院時情報連携加算(I) ② 入院時情報連携加算(I) ② 入院時情報連携加算(II) ② 入院時情報連携加算(II) ② 入院時情報連携加算(II) ② 表記の円 ② 200 単位 ② 入院した日の翌日又は翌々日に病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 ⑤ 表記の円 ○ 基記の円 ○ 基別の単位 ○ 医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で1回受け、退院・退所後の居宅サービス計画を作成した場合 			0.400 ⊞ 000 ₩ /±	(3)特定事業所加算(I)~(Ⅲ)を算定していること				
になった場合 2,850 円 250 単位 入院時情報連携加算(I) 入院した日のうちに病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 2,280 円 200 単位 入院した日の翌日又は翌々日に病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 入院した日の翌日又は翌々日に病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 5,130 円 450 単位 ・医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で1回受け、退院・退所後の居宅サービス計画を作成した場合			3,420 円 300 単位					
2,850 円 250 単位	Ø 2	初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合、または	要介護認定区分が 2 段階以上変更				
 ✓ 入院時情報連携加算(I) ✓ 入院時情報連携加算(I) ✓ 入院時情報連携加算(II) ✓ 入院時情報連携加算(II) ✓ 入院した日の翌日又は翌々日に病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 5,130 円 450 単位 ・医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で1回受け、退院・退所後の居宅サービス計画を作成した場合 	Ø 2		になった場合					
2,280 円 200 単位	Ø 2		2,850 円 250 単位					
 ✓ 入院時情報連携加算(Ⅱ) → 及院した日の翌日又は翌々日に病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 5,130 円 450 単位 ・ 医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で1回受け、退院・退所後の居宅サービス計画を作成した場合 		入院時情報連携加算(Ⅰ)	入院した日のうちに病院等とご利用者に関する情報	報提供を行う場合				
 ✓ 入院時情報連携加算(Ⅱ) → 及院した日の翌日又は翌々日に病院等とご利用者に関する情報提供を行う場合 5,130 円 ・ と家機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で1回受け、退院・退所後の居宅サービス計画を作成した場合 								
5,130 円 450 単位 ・医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で1回受け、退院・退所後の居宅サービス計画を作成した場合			2,280 円 200 単位					
□ 退院・退所加算(I)イ ・医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で1回受け、退院・退所後の居宅サービス計画を作成した場合	Z ji	入院時情報連携加算(Ⅱ)	入院した日の翌日又は翌々日に病院等とご利用者	音に関する情報提供を行う場合				
□ 退院・退所加算(I)イ ・医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で1回受け、退院・退所後の居宅サービス計画を作成した場合	☑ j							
☑ 退院・退所加算(I)イ い、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で1回受け、退院・退所後の居宅サ ービス計画を作成した場合	□ j □ j	退院・退所加算(Ι)イ	5,130 円 450 単位					
い、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で1回受け、退院・退所後の居宅サービス計画を作成した場合	V		・医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際	に、医療機関等の職員と面談を行				
			い、必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法で1回受け、退院・退所後の居宅サ					
6,840 円 600 単位			ービス計画を作成した場合					
		退院•退所加复(Ⅰ)□	6,840 円 600 単位					
医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、医療機関等の職員と面談を行い、 ☑ 退院・退所加算(I)ロ			医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に	こ、医療機関等の職員と面談を行い、				
必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受け、退院・退所後の居宅サービス計画	V)	即位,记时加管(工)口	必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受け、退院・退所後の居宅サービス計画					
を作成した場合		退院・退所加算(Ⅰ)口	を作成した場合					
6,840 円 600 単位		退院∙退所加算(I)ロ	6,840 円 600 単位					
・医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、医療機関等の職員と面談を行 ・医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、医療機関等の職員と面談を行		退院∙退所加算(I)ロ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
♥	Y Y		・医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際	に、医療機関等の職員と面談を行				
		退院・退所加算(I)ロ 						

				主义 01 00 (20240401) 別机	
\square	退院・退所加算(Ⅱ)口	8,550 円	750 単位		
		・医療機関や介護係	呆険施設等を退院・	退所する際に、医療機関等の職員と面談を行	
	巡阮•巡州加昇(Ⅱ/□	い、必要な情報の扱	是供を2回受け、そ	の内 1 回以上はカンファレンスで 1 回以上受け、	
		退院・退所後の居宅	ミサービス計画を作	三成した場合	
		10,260 円	900 単位		
\square	退院•退所加算(Ⅲ)	・医療機関や介護係	- 保険施設等を退院・	退所する際に、医療機関等の職員と面談を行	
V	返阮"返川加昇(皿)	い、必要な情報の扱	是供を3回受け、そ	の内 1 回以上はカンファレンスで 1 回以上受け、	
		退院・退所後の居宅	ミサービス計画を作	『成した場合	
		4,560 円	400 単位		
	ターミナル	・在宅で死亡した利	用者に対して、終え	末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又	
	ケアマネジメント加算	はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に2日以上、			
		ご利用者宅を訪問し	_ン 、医師やサービス	事業者と情報共有や連携を行った場合	
	緊急時居宅カンファレンス 加算	2,280 円	200 単位		
\square		・医師または看護師	5等とご利用者宅を	訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて	
	川昇	居宅サービス等の	利用調整を行った場	易合	
	通院時情報連携加算	570 円	50 単位		
Ø		利用者が医療機関	にて診察を受ける	祭に同席して、情報連携を行った場合	
		利用者1人につき、1月に1回の算定を限度とする			
		・利用者が医師又は	は歯科医師の診察る	を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の	
		状況や生活環境等	の必要な情報提供	を行い、医師等から利用者に関する必要な情報	
		提供を受けた上で、	居宅サービス計画	[(ケアプラン)に記録した場合	
		・モニタリング等の。	必要なケアマネジメ	ント業務を行い、給付管理票の(原案の)作成な	
		ど、請求にあたって必要な書類の整備を行っていること			
	看取り期における	・居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において			
\square	サービス利用前の相談・	記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理してお			
	調整に係る評価	退院に向けて利用者の状態変化のタイミングに合わせて、アセスメントやサービス担当			
		者会議等の必要な	ケアマネジメント業	務を行い、ケアプランを作成する	
		→居宅介護支援費	を算定可		

(2)交通費

重要事項説明書に定めるサービスの実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費(公共交通機関利用料または、自動車を使用した場合ガソリン代金 10 円/1km(税込)※ 往復分)をいただきます。

※距離は通常サービスを提供する地域を超えた地点より自宅までの道のりといたします。

(3)解約料

ご利用者はいつでも契約を解約することができ、解約料はかかりません。

(4)サービス実施記録の複写

サービス実施記録の複写が必要な場合は、実費として1枚10円(税込)をいただきます。

年	月	日
	年	年 月

	所 在	地	東京都目黒区大橋二丁目24番3号	
事	法 人	名	株式会社 やさしい手	
業	代表者		代表取締役 香取 幹	
者		名	やさしい手新小岩居宅介護支援事業所印	
	説明者」			

居宅介護支援の提供開始にあたり、上記内容の説明を事業者から確かに受け、了承しました。

ご利用者	住 所	
	氏 名	印
口代理人	ご利用者と	
口ご家族	の関係・続柄	
□その他 ※該当する項	住 所	
目にレ点	氏 名	印

2024年4月1日作成